

## 1 経済連携協定について

日EU・EPAやTPP11など国際貿易交渉の合意に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、地域の関係者等に対して、引き続き丁寧な説明を行うこと。

また、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講ずるとともに、いかなる国際貿易交渉にあっても国内の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。

## 2 農業の振興について

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。

特に、制度の設計及び実施については、各地域の農業・農村の実情を十分に踏まえること。

(2) 新たな加工原料乳生産者補給金制度について、需要に応じた乳製品の安定供給や酪農家の創意工夫による経営展開を推進しつつ、所得の確保などを通じて経営安定に資する運用となるよう努めること。

また、加工原料乳生産者補給金の交付にかかる数量認定事務等に関しては、事務量の増加が見込まれることから、国において必要な予算を措置すること。

(3) 主要農作物種子法廃止後においても、都道府県が継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

(4) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。

(5) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。

また、近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の防災・減災対策が重要である。

しかし、これらの事業の予算は十分でないことから、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成を講じること。加えて、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の防災・減災対策について、財政支援を強化するとともに、ため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。

さらに、地域の要望に基づくきめ細かな農業農村整備を推進できるよう必要な予算の確保を図るとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、荒廃農地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

(6) 土地改良区制度の見直しにおいて、准組合員などの新たな仕組みが創設されることから、現場に混乱が生じないように十分な情報提供を行うこと。

また、具体的な運用を定めるに当たっては、土地改良区等関係団体の意見を反映するとともに、土地改良区等において新たな負担が生じる場合には、国において必要な支援策を講ずること。

(7) 経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。

さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じること。

また、収入保険制度及び見直しが行われた農業共済制度については、農業者が無保険の状態となることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように引き続き周知に努めること。

(8) 30年産以降の米政策の推進に当たっては、稲作農家の所得を確保し経営の安定を図るため、農業経営者自らの経営判断を活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組み

など、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上を図るため、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械の整備を支援すること。

- (9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、所要の見直し等を行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

- (10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。

- (11) 農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、営農しながら本格的に経営を学ぶ場（農業経営塾）の運営が継続的にできるよう必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じたカリキュラム時間等での実施を可能とするなど、持続的な担い手づくりに努めること。

- (12) 農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うこと。

特に、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境

整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに、各都道府県の必要額を踏まえた上で、十分な予算措置を講じること。

(13) 農業委員会については、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な法令事務として位置付けられているが、農業委員や農地利用最適化推進委員などが実施する農地の有効利用を図るための支援事業に係る予算の更なる拡充に努めること。

(14) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
- ・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及

(15) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

また、マーケットインによる農業生産を推進するための取組を支援すること。

(16) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地パワーアップ事業の中長期的な継続と必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

(17) 畜産・酪農の収益力強化に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

(18) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。

- ・口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。

また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。

- ・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず荒廃農地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
- ・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うことに加え、処分した大型家畜を処理装置の設置場所までウイルスを封じ込めた状態で安全に輸送するために必要な防疫資材の配備を支援すること。
- ・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
- ・外国人観光客の増加に対応するため、動物検疫所の機能強化を図ること。

(19) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善を行うこと。

また、獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度及び国家資格制度を整備すること。

(20) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移し、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。

特に、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵等の整備に対する支援は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、各都道府県の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

(21) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、吸収抑制対策事業等を基本的に国庫負担により継続すること。

- ・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講ずること。
- ・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

(22) 日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、平成28年5月に策定された「農林水産業の輸出力強化戦略」に掲げる施策を着実に実行すること。特に、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動を積極的に支援するとともに、輸出を志向する農業者におけるGLOBAL G.A.P.などの国際的に通用する認証取得の拡大に向けて戦略的に取り組むこと。

(23) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

(24) 燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(25) 農林水産業の6次産業化や食育及び地産地消運動を着実に推進するため、「食料産業・6次産業化交付金」及び「6次産業化サポート事業」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定する「総合化事業計画」の作成を促進するための支援体制整備や同計画を円滑に推進するための施設整備等に必要な財政措置の更なる拡充を図ること。

(26) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、GLOBAL G.A.P等の認証取得が条件となる取引拡大が予想されるため、GAP認証を取得する産地の拡大に向けた取組の継続実施のほか、取組のメリットや、実需者の取引意向に関する情報提供を行うこと。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図るとともに、都道府県GAPについても、指導員の育成や制度の運営等の支援措置を継続拡充すること。

(27) 増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の中長期的な継続と必要な予算を確保すること。

### 3 林業の振興について

(1) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

また、地方財政計画において、新たな森林管理システム下における私有林を中心とした間伐等の新たな業務に要する経費を適切に計上するなど、森林経営管理法で定める森林の経営管理の仕組みが円滑に機能するよう万全を期すこと。

(2) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病虫害等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

・間伐や伐採後の植栽、路網の整備など、適切な森林整備や松くい虫の防除対策、ナラ枯れ被害対策を推進するための施策及び予算の充実

- ・山地災害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実

(3) 林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

- ・間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組への支援の充実と十分な予算確保
- ・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
- ・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化を促進する施策の充実
- ・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保に向けた施策の充実
- ・CLT等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策の充実
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国際博覧会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

(4) 森林法改正により措置された林地台帳制度については、林地台帳及び地図の公表や情報提供、データベースの更新など、業務量の増加が見込まれることから、地方財政措置や国庫補助事業の継続など、必要な経費について十分な予算措置を講じること。

(5) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。

(6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、非破壊検査機等を用いた全量検査による出荷制限解除を認めるなど柔軟に対応すること。



さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成について補助率1/2を維持するなど施策を長期にわたり継続するとともに、原木として利用できない立木の財物補償については、汚染実態に即して対象地域を拡大すること。

- (7) 大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断が出来るよう林地開発や撤去等における基準や関係法令を整備すること。

## 4 水産業の振興について

- (1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

- (2) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットのさらなる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めること。

- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

- ・ 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
- ・ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
- ・ ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
- ・ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監

視・取締体制を一層充実・強化すること。

- ・近年、北太平洋公海域では外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源減少が懸念されていることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
- ・太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
- ・パラオ共和国等、南太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるように、積極的な交渉を行うこと。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、海洋汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。

(5) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

(6) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。